目

次

示

第千三百七十三号

平成十五年

曜

四月十日

木

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

日 委託の相手方

甲府市寿町二十一番 一 号 財団法人やまなし文化学習協会

委託に係る使用料

山梨県県民会館 (貸室を除く。) 及び山梨県立県民文化ホールの使用料

Ξ 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十五号

規定により行う麻しんの予防接種については、 等で当該業務を行う旨承諾した。 山梨県内の各市町村長が予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項 次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所 の

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

国民健康保険富士吉田市立病	院富士吉田市上吉田六千五百三十番地	美恵	望月
須玉町外一ヶ村病院組合塩川	病院北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地	寛孝	平賀
須玉町外一ヶ村病院組合塩川	病院北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地	修	三枝
須玉町外一ヶ村病院組合塩川	病院北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地	光 弘	志村
須玉町外一ヶ村病院組合塩川	病院北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地	昭彦	都倉
	予防接種を行う主たる場所	氏名	医師の氏名
	-		

# 次のとおり使用料の徴収事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 平成十五年四月十日

山梨県告示第二百四十四号

告

示

遊技機の型式の検定

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

四〇

保坂

力

ク中巨摩郡竜王町篠原二千百八十九番一号

保坂メディカルクリニッ

田

貴人

東八代郡八代町高家三百四番

号

八代戸田内科クリニッ

公安委員会

監查委員

監査の結果に基づく措置状況......二三九

......三三八

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.......

特定非営利活動法人の設立の認証申請.......

公共測量の実施.....

山梨県行財政改革推進本部規程......二三七

Щ

梨 県

公

報

## 山梨県告示第二百四十六号

た。 規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回され 山梨県内の各市町村長が予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

医師の氏名 予防接種を行う主たる場所

北巨摩郡双葉町竜地六千四百四番地 鈴木内科医院

鈴木

芳郎

### 山梨県告示第二百四十七号

のように保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

南巨摩郡南部町大字福士字坂下一七八一の一、一七八一の三、一八六七の一

保安林として指定された目的

解除に係る保安林の所在場所

水害の防備

解除の理由

Ξ

指定理由の消滅

## 山梨県告示第二百四十八号

うに保安林の指定をする予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

保安林の所在場所

北巨摩郡白州町鳥原字城ノ沢四〇五一の一、四〇五二、四〇五三の一、四〇五五、

四〇五六、字小滝三八六四から三八六六まで

二指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字城ノ沢四〇五一の一・四〇五五・四〇五六・字小滝三八六四から三八六六ま

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

で (以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

白州町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

# 山梨県告示第二百四十九号

山建設部において、この告示の日から平成十五年五月一日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年四月十日

道路の種類 一般国道

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

路線名 四一号

Ξ 道路の区域

番の一地	山九山	X
一地先まで		間
新	旧	の旧別新
八、四六、五	八· 四六· 五	(メートル) 敷地の幅員
四五六・〇	四五六・〇	(メートル)

### 山梨県告示第二百五十号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄

彦

一委託の相手方

甲府市緑が丘二丁目八番二号
財団法人山梨県体育協会

一 委託に係る使用料

山梨県緑が丘スポー ツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料

三委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

## 山梨県告示第二百五十一号

次のとおり使用料の徴収事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十五年四月十日

山梨県知事 山

山本栄

彦

南アレプス市小会託の相手方

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市

一委託に係る使用料

山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

### 訓

令

山梨県訓令甲第十二号

本

先機関庁

出

山梨県行財政改革推進本部規程を次のように定める。

平成十五年四月十日

山梨県行財政改革推進本部規程

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

(設置)

済情勢に対応し、地方主権の確立を目指した行財政改革を推進するため、山梨県行財第一条 県民ニーズの多様化及び高度化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会経

政改革推進本部 (以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を行う。

行財政改革プログラムの策定に関すること。

行財政改革の実施に係る重要な事項の決定に関すること。

地方分権の推進に係る重要な事項の決定に関すること。

(本部長等)

第三条本部に、本部長を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 本部の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

**第四条** 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、総合政策室長及び別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、総合政策室長が招集し、掌理する。

(庶務)

(委任) 第五条 本部及び幹事会の庶務は、総合政策室において行う。

第六条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附則

(施行期日)

| 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山梨県行政改革推進本部規程の廃止)

2 山梨県行政改革推進本部規程 (平成十年山梨県訓令甲第十一号) は、廃止する。

| 別表第一 (第三条関係)

域振興局長 公営企業管理者 光部長 農政部長 政務理事 出納長 土木部長 企画部長 リニア推進長 教育長 警察本部長 総務部長 福祉保健部長 総合政策室長 森林環境部長 県民室長 林務長 商工労働観 地

| 別表第二 (第四条関係)

地域振興局企画振興部長企業局次長教育次長警察本部警務部参事官農政部次長、土木部次長、出納局長、県民室次長、企画課長、人事課長、財政課長企画部次長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、商工労働観光部次長

Щ

Щ

### 公

• 特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

申請のあった年月日
平成十五年三月二十七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 びにその定款に記載された目的 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人 クレスト
- 2 代表者の氏名 河野正信
- 3 主たる事務所の所在地 山梨市一町田中九百四十五番地
- 4 定款に記載された目的

ついて総合的な指導、アドバイスを行うことを事業とし、充実した生活に寄与する 以って、年代や目的に合った運動指導を中心にして、美容、食事、体のケアなどに ことを目的とする。 この法人は、健康な生活を目指す人に対して、正しい知識と新しい技術、情報を

- Ξ 縦覧期間 平成十五年三月二十七日から同年五月二十六日まで
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

申請のあった年月日 平成十五年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 かぶとむし村
- 2 代表者の氏名 中村清治
- 3 主たる事務所の所在地
  大月市賑岡町奥山千二百九十二番地
- 定款に記載された目的

4

る事業を行い、知的障害児及び痴呆性老人の福祉に寄与することを目的とする。 この法人は、 知的障害児及び痴呆性老人に対して、デイホームサービス等に関す

縦覧期間 平成十五年三月二十四日から同年五月二十三日まで

Ξ

公共測量の実施

量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成十五年三月二十八日付けで東京都知事から次のとおり公共測 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

ッピング) 作業種類 東京都縮尺二千五百分の一地形図の新規測量及び修正測量 (デジタルマ

都市計画に必要となる最新の縮尺二千五百分の一地形図を作成するため

平成十五年四月二十一日から平成十六年十月三十一日まで

作業目的

作業地域 北都留郡上野原町、 小菅村及び丹波山村

兀  $\equiv$ 

作業期間

開発行為に関する工事の完了について

•

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条新田字村北七二八の一部、 七三二及び七三五

開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市緑が丘二丁目七番九号 相吉正夫

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

の 部 富士吉田市新屋字中サスー九三六の一の一部、 一九三六の九、一九三六の一〇の一部 一九三六の四の一部、 九三六の一二、一九三六の一三、 一九三六の六

九三六の一四の一部及び字東小倉七二四の五の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市長 武川勉

• 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十五年四月十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

一〇〇七の一の一部並びに忍野村忍草字古馬場三五九四の一六並びに字李ノ木三六〇 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九四七の一の一部並びに字萩塚一〇〇四の一部、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 四の一の一部及び三六〇四の四の一部

副社長 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 加藤進平 代表取締役

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

4

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

平成十五年四月十日

四〇六八の六及び四〇六八の七 〇、四〇六三の一一、四〇六八の二、四〇六八の三、四〇六八の四、四〇六八の五、 三の五、四〇六三の六、四〇六三の七、四〇六三の八、四〇六三の九、四〇六三の 中巨摩郡田富町西花輪字村北四〇六三の一、四〇六三の三、四〇六三の四、四〇六

二 公共施設の種類、位置及び区域

水道	公共施設
路路	設の種類
次の図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

(「次の図」 は 省略し、 その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富

Щ

梨

県 公

報

第千三百七十三号

平成十五年四月十日

町役場に備え置いて縦覧に供する。) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

Ξ

甲府市住吉三丁目十九番一号 櫻林眞也

中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

### 監 查 委 員

## 山梨県監査委員告示第五号

査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 監

平成十五年四月十日

山梨県監査委員 早勝 稔 茂 正 敏

同同 同

島 Ш

育松秋夫

宮前 原

○山梨県工業技術センター

- 監査執行年月日 平成15年1月10日
- 2 監査対象期間 平成13年度

 $\omega$ 

笳 ## 契約に関する事務や、物品管理に関する事務等、財務に関する

羅 (J た措 闁 事務について、いくつか不適切な事務処理があった。 指摘された具体的事項については、早急に改善するとともに、

執行に努める。 今後は、財務に関する事務のチェックの強化を図り、適正な事務

### 公安委員会

# 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成十五年四月十日

山梨県公安委員会

委員長 旲 信

吉

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

	目一〇番一五号 愛知県名古屋市東区大幸一丁 伊藤二博 代表取締役		目一〇番一五号	5 K 7 F 2	申請者氏名又は名称及び住所			平成十五年四月十日なお、検定の有効期間は、平成	規定により公示する。四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、	<b>反機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊</b>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)  ● 過打棒の西宝の検討	-	この見削す、公布の目から毎分・一時則	梨市上神内川七二の七」に改める。「兄弟第三日「音響祭皇の音山秀市馬甫孝智の耳中、山秀市」神内川「五アー」を	別長筒ミコトの香屋署の形山梨部を次のように改正する。
動役物特別電	第二) 第二) 規則第六条第 機 であんこ遊技	動役物特別電		だ	遊技機の種類	型式	山梨県	平成十八年四月九日までとする。	規格に適合するよ	定等に関する規語請のあった遊技機	正化等に関するは	7	<b>5</b>	11馬育之者の耳	万尺分で香り真に
	ーくC ンりR マシっ		2 ん C く F るく んる		型 式 名	の概	型県公安委員会 委員長	までとする	と認めたの	則へ昭和立機について	法律(昭和			1 5 1	7 7 7 7 1
	銀株 座 会 社		銀 校 座 豆 名	業者	は製 輸造 入又	要	<b>吉</b> 臭	ું	0で、同規則2	ハ十年国家公司の検定を行った	二十三年法律			コーヤー	  -  -  -
	三〇〇〇五五五		= C /	)	検定番号		信 一		同規則第九条第一項の	女委員会規則第た結果、次の遊	第百二十二号)			#     で   	
奥村遊機株式会社 代表取締	野町七丁目二	株式会社ソフィア 代表取締	〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- 1-136世 愛知県春日井市桃山町一丁目取締役 岸勇夫 マルホン工業株式会社 代表		一二七番地	井夷村市	マルホン工業株式会社 代表		一二七番地	愛印県春日井市兆山町一丁目取締役 岸勇夫	マルホン工業株式会社 代表
ぱちんこ遊技	動 (学) (動 (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)		動役物第一種特別電の開発が	機がいる。一般はある。	動役物料質	第二) 一号八( ) 另一)	規則第六条第機のこ遊技	動役物	第一種特別電 第二) 一号イ (別表	規則第六条第	ぱちんこ遊技	動役物第一種特別電	第二十一号イ(別表	規則第六条第	ぱちんこ遊技
C R 和	絵 V S	C R 浮世		絵 V R S 2			遊 C 義 R M 三 国			遊義 FX	C R 三 国			遊 義 F :	C R 三 国
奥村遊機	ン フ 1 ア	株式会社		ソ株式 マ社			会工マル株式			会工業	マルホン		1	会業 株式	マルホン
三0000回		三〇〇〇九六		三〇〇〇八三			=00 -1			((				((	

山 梨 県 公 報 第千三百七十三号 平成十五年四月十日

				X ナラー V イビバ ツアー M ンア	第第一規機 一二号則 種) イ第	六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四
		三〇〇二二九	イ株式会社		ぱちんこ遊技	株式会社三共(代表取締役)
		四〇〇七回	・ト ダイドー 株式会社	スカス版 S 大ヤマト	五) 二号 (別表第月則第六条第一時) 別表第	番一〇号 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 株式会社ダイドー 代表取締
区東池袋二丁目二 二号 ( 別表第 規則第六条第 マジック会社 代表取締役 回胴式遊技機 ギャルズ	三番二号 東京都豊島 乗京都豊島		j ś	X ナラ V イヒ ツフ ノン	動役物第一種特別電第一種特別電	六〇番地
動役物第一種特別電			· ア 三 共 会社		見川舎へいらり、ぱちんこ遊技	等高表示
町三丁目一二番地 一号イ (別表愛知県名古屋市中村区長戸井 規則第六条第 S役 永野裕豊 機 サイ娘。 サイ娘。 関丸産業株式会社 代表取締 ぱちんこ遊技 CRハイ	町三丁目 登丸産業 数				動役物第一種特別電第一種特別電	丁目二番一八号
動役物第一種特別電		三000-九	株式会社 株式会社	ア (A ごみ)	見川角に系育機	受加票名片置方召加区 鳥舞二役 上野栄作 奥村遊機株式会社 代表取締
二番地 屋市中村区長戸井 号	町三丁目一一愛知県名古日豊丸産業株1				動役物第一種特別電	丁目二番一八号
動役物第一種特別電		1010111	株式会社 大学			愛加景公古屋市四四三鳥舞二役 上野栄作 奥村遊機株式会社 代表取締
二番地 屋市中村区長戸井 豊 代表取締	町三丁目一三愛知県名古日 豊丸産業株4				動役物第二人 別表 第二人 別表	丁目二番一八号
動役物			(大) 株式会社	FC なごみ)	規則第六条第一機	愛印県名古屋市昭和玄鶴舞二  役  上野栄作

発行者	山梨県
山梨	県 公 報
県甲原	第千三五
市丸の内	第千三百七十三号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十五年四月十日
	四月十日
印刷所株	
㈱サンニチ印刷	
刷 甲府市北	
北口二丁目六番	
六番	
	_ 四 二
	_